日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

新旧対照条文

目次

○国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)(第一条関係)
○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)(第二条関係)
○国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)(第三条関係)
○地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)(第四条関係)
○行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)(第五条関係)
○文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)(第六条関係)
○日本電信電話株式会社法、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和六十年政令第三十一号)(第七条関係)
〇昭和六十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(昭和六十一
年政令第二百四十七号)(第八条第一号関係)
〇昭和六十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(昭和六十二
年政令第百九十七号)(第八条第二号関係)
〇昭和六十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(昭和六十三
年政令第百八十七号)(第八条第三号関係)
○平成元年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成元年政令第

□ ○平成二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第二百元号)(第八条第五号関係) □ □ □ 二百二十号)(第八条第五号関係) □ □ 二百二十号)(第八条第五号関係) □ □ 二百二十号)(第八条第五号関係) □ □ □ □ 二百二十号)(第八条第五号関係) □ □ □ □ 二百二十号)(第八条第五号関係) □ □ □ 二百二十号)(第八条第五号関係) □ □ □ 二百二十号)(第八条第五号関係) □ □ □ □ 三十一号)(第八条第五号関係) □ □ □ □ 三十一号)(第八条第五号関係) □ □ □ □ 三十一号)(第八条第五号関係) □ □ □ □ 三十一号)(第八条第二号関係) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第	
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第40年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第40年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第40年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第40年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第40年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第40年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第40年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第40年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第40年金の額の対象を対象を対象を対象を
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第	
等に関する経過措置に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成七年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成七年政令第 よる年金の額の改定に関する政令(平成七年政令第	等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第	
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第	よる年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成七年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成七年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成七年政令第	(第八条第十号関係)
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成七年政令第	
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第	~
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第	
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政会)	よる年金の額の改定に関する政令
よる年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第	(第八条第八号関係)
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第543年金の額の改定に関する政令(143年金の)を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	よる年金の額の改定に関する政令
よる年金の額の改定に関する政令(平成四年政令第43年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第53年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成四年政令第543年金の額の改定に関する政令(平成四年政令第544年)	(第八条第七号関係)
	よる年金の額の改定に関する政令
よる年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第	(第八条第六号関係)
	,
よる年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第	(第八条第五号関係)
(第八条第四号関係)	
	(第八条第四号関係)

 ○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(の株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律施行令(平成十五年政令第二百五十分)(第十一条関係)(平成十二年政令第二百四十六号)(第十条関係)(平成十五年政令第二百五十分)(第十年政令第二百四十六号)(第十条関係)(第十一条関係)(第十一条関係)(平成十五年政令第二百五十分)(第十条関係)(第十年政令第二百四十六号)(第十条関係)(第十年政令第二百四十六号)(第十条関係)(第十年政令第二百五十分)(第十年政令第二百四十六号)(第十年政令第二百四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
--

(傍線部分は
改
正
部
分

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
< -

		/作糸音///に三音//
改正案	現	行
別表第十(第六十条の二関係)	別表第十(第六十条の二関係)	
一~三十七 (略)	一~三十七 (同上)	
三十八 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第	三十八 日本電信電話株式会社	
八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社		
三十九~四十八 (略)	三十九~四十八 (同上)	
四十九及び五十 (略)	四十九及び五十 (同上)	
五十一 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規	五十一 東日本電信電話株式会社	
定する東日本電信電話株式会社		
五十二 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規	五十二 西日本電信電話株式会社	
定する西日本電信電話株式会社		
五十三~九十一 (略)	五十三~九十一 (同上)	

_ \
傍線
梛
部
分
は
改
正
部
分

2 (同上)	2 (略)
九十~百四十三 (同上)	九十~百四十三 (略)
	次項第八十九号において同じ。)
	法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。
八十九 西日本電信電話株式会社	八十九 西日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する
	次項第八十八号において同じ。)
	法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。
八十八 東日本電信電話株式会社	八十八 東日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する
八十三~八十七 (同上)	八十三~八十七 (略)
	本電信電話株式会社をいう。次項第八十三号において同じ。)
	律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日
八十二日本電信電話株式会社	八十二 日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法
一~八十一 (同上)	一~八十一 (略)
	開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。
	等」という。)に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興
第四十三条 (同上)	第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等(以下「公庫
庫等の範囲)	庫等の範囲)
(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公	(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)(第四条関係)

(旁線部分は쌏正部分)

		(傍線部分は改正部分)
改正案	現	行
(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)	(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)	
第三十九条 法第百四十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄	第三十九条 (同上)	
振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。		
一~四十八 (略)	一~四十八 (同上)	
四十九 日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法	四十九 日本電信電話株式会社	
律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日		
本電信電話株式会社をいう。第四十三条第七項第七十二号において		
同じ。)		
五十~五十四 (略)	五十~五十四 (同上)	
五十五 東日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する	五十五 東日本電信電話株式会社	
法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。		
第四十三条第七項第七十六号において同じ。)		
五十六 西日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する	五十六 西日本電信電話株式会社	
法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。		
第四十三条第七項第七十七号において同じ。)		
五十七~百十四 (略)	五十七~百十四 (同上)	

○行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)(第五条関係)

六~八 (同上)	六~八 (略)
社及び株式会社日本政策金融公庫	社及び株式会社日本政策金融公庫
高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵便株式会	高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵便株式会
株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神	株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神
社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路	社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路
海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会	海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会
西日本電信電話株式会社、北	信電話株式会社、同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社、北
	昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電
五 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、	五 日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律 (
一〜四 (同上)	一~四 (略)
	次のとおりとする。
(同上)	行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。	客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の	株式会社、同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社、北海道旅	送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路	労者住宅協会、同条第一項に規定する日本電信電話株式会社、日本放	に規定する西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤	社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第三項	田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本電信電話株式会	人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成	、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法	小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中	供給公社、地方道路公社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機	式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅	究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株	立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研	・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国	国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー	で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、	第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第九十四条第一項の政令	(法第九十四条第一項の政令で定める法人)	改正案	
全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。	客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の	株式会社、	送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路	労者住宅協会、	西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤		田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、	人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成	、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法	小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中	供給公社、地方道路公社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機	式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅	究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株	立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研	・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国	国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー	で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、	第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第九十四条第一項の政令	(法第九十四条第一項の政令で定める法人)	現	(傍線部分は改正部分)

〇日本電信電話株式会社法、 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に

伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和六十年政令第三十一号)(第七条関係)

第十六条 いう。 社」とする。 務所に」と、 律第八十五号) 条及び第九条並びに第九条の二、第十二条及び第十四条の規定は、こ のうち外貨電信電話債券の取扱いについては、 信電話債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、 話株式会社 第八条第一項中「公社は、主たる事務所に」とあるのは 信電話債券に係る電信電話債券原簿及び利札並びに当該電信電話債券 号」と、 旧電信電話債券令 政令の施行後も、 前の電信電話債券令(以下この条において「旧令」という。) 第八 電信電話債券令の廃止に伴う経過措置 附 第十二条において同じ。 旧公社が旧公社法第六十二条第一項の規定により発行した電 則 旧令第十二条中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会 (日本電信電話株式会社等に関する法律 同条第二項第三号中 第 改 なおその効力を有する。 条の二第 (昭和二十七年政令第五百七号) 項に規定する日本電信電話株式会社を は、 正 「第三条第二 その電信電話債券原簿に係る電 この場合において、 一項第一号」とあるのは 第一条の規定による廃 案 (昭和五十九年法 第三条第二項第 「日本電信電 主たる事 旧令 第十六条 条及び第九条並びに第九条の二、第十二条及び第十四条の規定は、こ 第八条第一項中「公社は、 \mathcal{O} 止 のうち外貨電信電話債券の取扱いについては、 社」とする。 務所に」と、 信電話債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、 信電話債券に係る電信電話債券原簿及び利札並びに当該電信電話債券 話株式会社は 一号」と、旧令第十二条中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会 「旧電信電話債券令 政令の施行後も、 前の電信電話債券令(以下この条において「旧令」という。)第八 電信電話債券令の廃止に伴う経過措置 附 旧公社が旧公社法第六十二条第一項の規定により発行した電 則 同条第二項第三号中 現 なおその効力を有する。 (昭和二十七年政令第五百七号) 主たる事務所に」とあるのは 「第三条第二項第一号」とあるのは その電信電話債券原簿に係る電 この場合において、 第一条の規定による廃 行 (傍線部分は改正部分) 第三条第二項第 「日本電信電 主たる事 旧令

律第七条第一

の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法

この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する

第十七条

この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する

項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置

律第七条第一

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法

項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置

害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条 電話株式会社等に関する法律 つてこの政令の施行後に会社を当事者として提起するもの又は会社 /加人とするものについては、第二十条の規定による改正前の国の利 …訟であつて会社が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であ 項の公法人を定める政令は、 て、 同令第九号中 「日本電信電話公社 (昭和五十九年法律第八十五号) なおその効力を有する。 とあるのは、 この場合に 日本電信 第 条 を

過措置)
からする一般会計への繰入及び納付に関する政令の一部改正に伴う経からする一般会計への繰入及び納付に関する政令の一部改正に伴う経(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等

第

項に規定する日本電信電話株式会社」

とする。

第十七条の二 金額 同条の規定により当該公社等が」とあるのは、 年法律第八十七号) 通信事業法の施行に伴う関係法律の 社等に関する法律 を有する。 般会計への繰入及び納付に関する政令第二条の規定は、 不足額の調整については、 による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき 家公務員退職手当法 う関係法律の整備等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく国 に規定する日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社法及び電気 に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一 の政府の一 この場合において、 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴 般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過 (昭和五十九年法律第八十五号) 附則第七条の規定によりなおその効力を有するこ (昭和二十八年法律第百八十二号)第十条の規定 第二十五条の規定による改正前の退職 同条中 整備等に関する法律 「法第二 一条に規定する公社等が 日本電信電話株式会 第 一条の なおその効力 昭 和五 二第 十 職 項 九 員

おいて、同令第九号中「日本電信電話公社」とあるのは、「――――第一項の公法人を定める政令は、なおその効力を有する。この場合に害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条参加人とするものについては、第二十条の規定による改正前の国の利つてこの政令の施行後に会社を当事者として提起するもの又は会社を訴訟であつて会社が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であ

日本電信電話株式会社」とする。

過措置)がらする一般会計への繰入及び納付に関する政令の一部改正に伴う経からする一般会計への繰入及び納付に関する政令の一部改正に伴う経(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等)

第十七条の二 を有する。 般会計への繰入及び納付に関する政令第二条の規定は、 不足額の調整については、 金額の政府の一 う関係法律の整備等に関する法律附則第四条第三 同 による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべ 家公務員退職手当法 に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする 条の規定により当該公社等が」とあるのは この場合におい 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴 般会計への納付及びこれによる一 (昭和二十八年法律第百八十二号)第十条の規定 て、 第二十五条の規定による改正前の退職職 同条中 「法第二条に規定する公社等が 一項の規定に基づく国 般会計の受入金 なおその効力 \mathcal{O} き 過

年法律第八十七号)附則第七条の規定によりなおその効力を有するこ通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社法及び電気

○昭和六十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(昭和六十一年

政令第二百四十七号) (第八条第一号関係)

一切に規定する日本電信電話株式会社又は日本国有鉄道清算事業 一切に規定する日本電信電話株式会社での規定による年金額の改定により増加する費用の負担 一条の三第一項に規定する適用法人の組合をいう。)が支給する	団が負担する。	団が負担する。
双会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の 第一条の三第一項に規定する適用法人の組合をいう。)が支給する 第一条から第三条までの規定による年金額の改定に のは、それぞれ、日本たばこ産業株式会社、日本電信電 が事に係るものは、それぞれ、日本たばこ産業株式会社、日本電信電 は の負担) の規定による年金額の改定に の数定により増加す 第五 第五 第五 第五 第二条がら第三条までの規定による年金額の改定に の数定による年金額の改定に の数定により増加す 第五 第五	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	一項に規定する日本電信電話株式会社又は日本国有鉄道清算事
に係るものは、それぞれ、日本たばこ産業株式会社、日本電信電 年間加する費用のうち適用法人の組合(国家公務員等共済組合法第 よ用は国が負担する。ただし、第三条の規定による年金額の改定により増加す 第五席の負担)	話株式会社	(昭和五十九年法律第八十五号) 第
一条の三第一項に規定する適用法人の組合をいう。)が支給する 百増加する費用のうち適用法人の組合(国家公務員等共済組合法第 よ第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す 第五用の負担) 改 正 案 (それぞれ、日本たばこ産業株式会社、	それぞれ、日本たばこ産業株式会社、
増加する費用のうち適用法人の組合(国家公務員等共済組合法第 よ用は国が負担する。ただし、第三条の規定による年金額の改定に る第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す 第五用の負担) (第一	一条の三第一項に規定する適用法人の組合をいう。)
用は国が負担する。ただし、第三条の規定による年金額の改定に る費用は国が負第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す 第五条 第一条か用の負担) (費用の負担) (費用の負担) 改 正 案	より増加する費用のうち適用法人の組合(国家公務員等共済組合法第	り増加する費用のうち適用法人の組合
第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す 第五条 第一条か用の負担) (費用の負担) (費用の負担) 改 正 案	る費用は国が負担する。ただし、第三条の規定による年金額の改定に	は国が負担する。ただし、第三
の負担) (費用の負担) 現	第一条か	
正案現	(費用の負担)	(費用の負担)
		正

○昭和六十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(昭和六十二年

政令第百九十七号)(第八条第二号関係)

2 (同上)	2 (略)
	規定する日本電信電話株式会社が負担する。
	等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に
金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社	金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社
する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年	する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年
より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定	より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す	第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○昭和六十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(昭和六十三年

政令第百八十七号)(第八条第三号関係)

2 第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す 規定する日本電信電話株式会社が負担する。 等に関する法律 金に係るものは、 する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年 より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定 る費用は、 (費用の負担) (略) 国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に 改 (昭和五十九年法律第八十五号) 日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社 正 案 第一条の二第一項に 2 第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年 より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定 金に係るものは、 る費用は、 (費用の負担) (同上) 国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に 日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社 現 が負担する。 行 (傍線部分は改正部分)

○平成元年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成元年政令第二

百十四号) (第八条第四号関係)

2 (同上)	2 (略)
	規定する日本電信電話株式会社が負担する。
	等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に
金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社	金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社
する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年	する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年
より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定	より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す	第六条第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○平成二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第二

百五号) (第八条第五号関係)

2 (同上)	2 (略)
	規定する日本電信電話株式会社が負担する。
	等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に
金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社	金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社
する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年	する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年
より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定	より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○平成三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第二

百六号) (第八条第六号関係)

2 (同上)		(略)	2
	ବ [°]	規定する日本電信電話株式会社が負担する。	規
	十五号)第一条の二第一項に	等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一	等
金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社	日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社	金に係るものは、日本たばこ産業株式会社	金
する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年	信電話共済組合が支給する年	する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年	すっ
より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定	海組合法第八条第二項に規定	より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定	よ
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の	る典
第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	る年金額の改定により増加す	条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条
(費用の負担)		費用の負担)	()
現	案	改正	
(傍線部分は改正部分)			

○平成四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成四年政令第二

百二十号) (第八条第七号関係)

2 (同上)	2 (略)
	規定する日本電信電話株式会社が負担する。
	等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に
金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社	金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社
する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年	する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年
より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定	より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○平成五年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第百

九十号) (第八条第八号関係)

2 (同上)	2 (略)
	規定する日本電信電話株式会社が負担する。
	等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に
金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社	金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社
する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年	する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年
より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定	より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第七条第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○平成六年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成六年政令第二

百三十一号) (第八条第九号関係)

2 (同上)	2 (略)
	規定する日本電信電話株式会社が負担する。
	等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に
金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社	金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社
する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年	する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年
より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定	より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○平成七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成七年政令第二

百九号) (第八条第十号関係)

2 (同上)	2 (略)
	規定する日本電信電話株式会社が負担する。
	等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に
金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社	金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社
する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年	する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年
より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定	より増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○平成八年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第百

六十七号) (第八条第十一号関係)

2 (同上)	略)	2
が負担する。	第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。	号)
は日本電信電話株式会社	は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五	は 日
のが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又	のが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又	のが
金で日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合に係るも	日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合に係るも	金で日
共済組合又は日本電信電話共済組合をいう。以下同じ。)又は指定基	済組合又は日本電信電話共済組合をいう。以下同じ。)又は指定基	共済
前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業	の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業	前の
くは日本電信電話共済組合(平成八年改正法第二条の規定による改正	日本電信電話共済組合(平成八年改正法第二条の規定による改正	くは
より増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合若し	より増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合若し	より
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用
第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条
(費用の負担)	費用の負担)	(費
	改正案	
(傍線部分は改正部分)		

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第八

十六号)(第八条第十二号関係)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(存続組合又は指定基金に係る費用の負担)	(存続組合又は指定基金に係る費用の負担)
第二十七条 平成八年改正法附則第五十四条第一項第一号に掲げる費用	第二十七条 平成八年改正法附則第五十四条第一項第一号に掲げる費用
について同項(同号に係る部分に限る。)の規定により日本たばこ産	について同項(同号に係る部分に限る。)の規定により日本たばこ産
業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法	業株式会社、日本電信電話株式会社
律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社又	又
は改正前国共済法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等(以	は改正前国共済法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等(以
下「会社等」という。)が当該年度において負担すべき金額は、存続	下「会社等」という。)が当該年度において負担すべき金額は、存続
組合又は指定基金が当該年度においてその予算に当該負担すべき金額	組合又は指定基金が当該年度においてその予算に当該負担すべき金額
として計上した額とする。	として計上した額とする。
2~11 (略)	2~11 (同上)

○平成九年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第百

八十七号) (第八条第十三号関係)

2 (同上)	2 (略)
- が負担する。	社が負担する。
	年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会
産業株式会社又は日本電信電話株式会社	産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九
う。)に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ	う。)に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ
で日本電信電話共済組合(同項に規定する日本電信電話共済組合をい	で日本電信電話共済組合(同項に規定する日本電信電話共済組合をい
若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金	若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金
八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)	八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)
成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第	成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第
より増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合(平	より増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合(平
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○平成十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成十年政令第百

九十七号) (第八条第十四号関係)

2 (同上)	2 (略)
- が負担する。	社が負担する。
	年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会
産業株式会社又は日本電信電話株式会社	産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九
う。)に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ	う。)に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ
で日本電信電話共済組合(同項に規定する日本電信電話共済組合をい	で日本電信電話共済組合(同項に規定する日本電信電話共済組合をい
若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金	若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金
八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)	八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)
成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第	成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第
より増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合(平	より増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合(平
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○平成十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成十一年政令

第百六十九号) (第八条第十五号関係)

2 (同上)	2 (略)
―が負担する。	社が負担する。
	年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会
産業株式会社又は日本電信電話株式会社	産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九
う。)に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ	う。)に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ
で日本電信電話共済組合(同項に規定する日本電信電話共済組合をい	で日本電信電話共済組合(同項に規定する日本電信電話共済組合をい
若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金	若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金
八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)	八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)
成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第	成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第
より増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合(平	より増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合(平
る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に	る費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定に
第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す	第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加す
(費用の負担)	(費用の負担)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律施行令(平成十九年政令第十九号)(第八

条第十六号関係)

郵政株式会社とする。	郵政株式会社とする。
及び日本	八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社及び日本
式会社は、日本電信電話株式会社	式会社は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第
害すべき行為の処罰に関する法律第二条第二項第二号の政令で定める株	害すべき行為の処罰に関する法律第二条第二項第二号の政令で定める株
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○行政執行法人の役員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百九十号)(第八条第十七号関係)

二十~三十二 (同上)	二十~三十二 (略)
	十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社
十九 日本電信電話株式会社	十九 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八
一~十八 (同上)	一~十八 (略)
	める法人は、次に掲げるものをいう。
第十六条 (同上)	第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定
(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人)	(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成十二

年政令第二百四十一号) (第九条関係)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現
(費用の負担)	(費用の負担)
第七条 (略)	第七条 (同上)
2 第四条の規定による年金額の改定により増加する費用(次項の規定	2 第四条の規定による年金額の改定により増加する費用(次項の規定
により日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社(日本電信	により日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社
電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条	
の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。次項において同	
じ。)が負担する費用を除く。)は、国家公務員共済組合法の長期給	が負担する費用を除く。)は、国家公務員共済組合法の長期給
付に関する施行法第三条の二第二項に規定する国等又は郵政会社等が	付に関する施行法第三条の二第二項に規定する国等又は郵政会社等が
負担する。この場合において、国が毎年度において負担すべき額は、	負担する。この場合において、国が毎年度において負担すべき額は、
当該年度の国の予算をもって定める額とし、独立行政法人造幣局、独	当該年度の国の予算をもって定める額とし、独立行政法人造幣局、独
立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は同項に	立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は同項に
規定する郵政会社等が毎年度において負担すべき額は、国家公務員共	規定する郵政会社等が毎年度において負担すべき額は、国家公務員共
済組合連合会が当該事業年度にその予算に当該負担すべき額として計	済組合連合会が当該事業年度にその予算に当該負担すべき額として計
上した額とする。	上した額とする。
3・4 (略)	3・4 (同上)

○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(第十条関係)

		・ イ デ
改正案	現	行
(事業政策課の所掌事務)	(事業政策課の所掌事務)	
第九十二条 事業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第九十二条 (同上)	
一~四 (略)	一~四 (同上)	
五 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十	五 日本電信電話株式会社、	
五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社、同条第		
二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する	東日本電信電話株式会社及び	位及び
西日本電信電話株式会社の組織及び運営一般に関すること。	西日本電信電話株式会社の組織及び運営一	宮一般に関すること。
六 (略)	六 (同上)	

○社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号)(第十一条関係)

年法律第八十五号)第六条第一項各号に掲げる者でいて、加入者が日本電信電話株式会社等に関する法	あるときは、その旨		あるときは、その旨
	律(昭和五十九年	第六条第一項各号に掲げる者で	
	である場合にお	法	である場合において、加入者が同法
日本電信電話株式会社		に規定する日本電信電話株式会社	律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社
	四発行者が	等に関する法律(昭和五十九年法	四 発行者が日本電信電話株式会社等に関する法律
	一~三 (同上)		<u>- √=</u> (略)
			は、次に掲げる事項とする。
	第二十八条 (同上)	法第百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項	第二十八条 法第百二十九条第三項第
製又は記録事項)	(振替口座簿の記載		(振替口座簿の記載又は記録事項)
現 行	70	案	改正
(傍線部分は改正部分)			

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二

号) (第十二条関係)

	三十六・三十七 (同上)	三十六・三十七(略)
		定する西日本電信電話株式会社
	三十五 西日本電信電話株式会社	三十五 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規
		定する東日本電信電話株式会社
	三十四 東日本電信電話株式会社	三十四 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規
		八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社
	三十三 日本電信電話株式会社	三十三 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第
	一〜三十二 (同上)	一~三十二 (略)
		む法人は、次のとおりとする。
	第三条 (同上)	第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営
	(指定公共機関)	(指定公共機関)
行	現	改正案
(傍線部分は改正部分)		

〇株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平

成二十年政令第二百十九号)(第十三条関係)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現
附則	附則
第五条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八	第五条 日本電信電話株式会社は
十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社は、改正	、改正
法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうちの日本電	法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうちの日本電
信電話株式会社等に関する法律	信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第六
条第一項各号に掲げる者が旧保振法第三十条第一項の規定により各自	条第一項各号に掲げる者が旧保振法第三十条第一項の規定により各自
有するものとみなされる株式の全て について改正法附則第三条第四	有するものとみなされる株式のすべてについて改正法附則第三条第四
項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外	項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外
国人等議決権割合(日本電信電話株式会社等に関する法律第六条第一	国人等議決権割合(日本電信電話株式会社等に関する法律第六条第一
項に規定する外国人等議決権割合をいう。以下この条において同じ。	項に規定する外国人等議決権割合をいう。以下この条において同じ。
) が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上)が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上
とならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記	とならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記
録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録する	録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録する
ことができる株式以外の株式については、改正法附則第三条第四項の	ことができる株式以外の株式については、改正法附則第三条第四項の
規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をして	規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をして
はならない。	はならない。

○職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)(第十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

		(信義音 クに は 正音 ク
改正案	現	行
(退職手当通算法人)	(退職手当通算法人)	
第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人の	第二条 (同上)	
ほか、次に掲げる法人とする。		
一~三十一 (略)	一~三十一 (同上)	
三十二 日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法	三十二 日本電信電話株式会社	
律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日		
本電信電話株式会社をいう。第三十条第十九号において同じ。)		
三十三~四十 (略)	三十三~四十 (同上)	
四十一 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規	四十一 東日本電信電話株式会社	
定する東日本電信電話株式会社		
四十二 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規	四十二 西日本電信電話株式会社	
定する西日本電信電話株式会社		
四十三~九十三 (略)	四十三~九十三 (同上)	

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)(第十五条関係)

(指定公共機関) 正 案	(指定公共機関) 現	(傍線部分は改正部分)
第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営	第三条 (同上)	
む法人は、次のとおりとする。		
一~十六 (略)	一~十六 (同上)	
十七 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八	十七 日本電信電話株式会社	
十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社		
十八 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定	十八 東日本電信電話株式会社	
する東日本電信電話株式会社		
十九 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定	十九 西日本電信電話株式会社	
する西日本電信電話株式会社		
二十(略)	二十 (同上)	